

主要な固定資産の状況①

(平成19年度末)

府省名： 内閣府		独立行政法人名： 独) 沖縄科学技術研究基盤整備機構					
No.	施設名等	区分	所在地	合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
2	沖縄科学技術・交流センター改修工事 (内装工事等)	3	沖縄県うるま市州崎12-22	1	7	-	-
3	沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター (内装工事等)	3	沖縄県うるま市州崎12-75	1	7	-	-
4	沖縄県工業技術センター (内装工事等)	3	沖縄県うるま市州崎12-2	1	7	-	-
5	大学院大学建設予定地	3	沖縄県国頭郡恩納村 (谷茶地区)	1	1	689,921	-

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成17年6月29日改訂)における「第11 有形固定資産」のうち、「(1)建物及び付属設備」、「(2)構築物」及び「(7)土地」に該当するものに限り、18年3月31日時点(以下、別途の注がない限りすべて同様)の状況について、以下の方針に基づき列挙する。

- (2)は独立してNo.を付すことはせず(7)と同一のNo.とする。  
(その③)B/S価格は、(2)と(7)の合計額を「計」、(2)に係る価額を「その他」、(7)に係る価額を「土地」に記載する。
- (1)・(2)・(7)が同一の区画内にある場合  
⇒ 同一のNo.として、施設名等には(1)の名称を記入する。  
(その③)B/S価格は、(1)・(2)・(7)の合計額を「計」、(1)に係る価額を「建物」、(2)に係る価額を「その他」、(7)に係る価額を「土地」に記載する。
- 単一の区画である(7)の上に複数の(1)がある場合など、(7)を切り分けることができない場合  
⇒ (1)と(7)につき、同一でないNo.の下、それぞれ記載する。  
ただし、この場合にも、(7)が(2)を伴う場合には、1.の処理に従うものとする。なお、記載にあたり、これらのNo.が連続したものとなるように留意する。

以下の番号を記入  
1：東京都千代田区・中央区・港区内  
2：東京都23区内(1に該当するものを除く)  
3：1及び2に該当しないもの

以下の番号を記入  
1：敷地すべてが当該独立行政法人の保有  
2：敷地すべてが国有  
3：敷地すべてが公有(国有を除く)  
4：敷地の一部のみを当該独立行政法人が保有し、残余は国有  
5：敷地の一部のみを当該独立行政法人が保有し、残余は公有(国有を除く)  
6：敷地の一部のみを当該独立行政法人が保有し、残余は私有  
7：上記1～7いずれにも該当しないもの

以下の番号を記入  
1：各独立行政法人が単独にて使用する庁舎等(2及び3に該当しない全ての施設等)  
2：同一所管府省内の2以上の独立行政法人が共同して使用する庁舎等  
3：2以上の所管府省内の2以上の独立行政法人が共同して使用する庁舎等

主要な固定資産の状況②

(平成19年度末)

No.	延面積 (㎡)	建築年次	建築年次	経年	経年	耐用年数	階層	法規制			利用率
		(新)	(古)	(新)	(古)			用途地域	建ぺい率	容積率	
1	3,056	1991		17		35	地上3階	指定無し	指定無し	指定無し	-
2	-	-		-		4	-	-	-	-	-
3	-	-		-		5	-	-	-	-	-
4	-	-		-		5	-	-	-	-	-
5	-	-		-		-	-	-	-	-	-

庁舎等主たる建築物について西暦にて記入(単一の場合、(新)の欄に記入)。雑屋等のみの場合、代表的なものを記入。年次は暦年ベースとする。

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第15号)によるものとする

主たる建物につき記

当該施設等の所在地における都市計画上の区分を記入。なお、法定容積率の異なる敷地上の庁舎については、面積による加重平均値を記入

延面積÷(敷地面積×容積率)の算式により機械的に算出

主要な固定資産の状況③  
(平成19年度末)

No.	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
		計	土地	建物	その他					
1	-	932	348	486	98	5	1/5	1 (研究成果の普及、研究者養成活動、大学院大学設置準備活動)	-	
2	-	227	-	55	172	-	9	1 (研究開発の推進)	-	
3	-	30	-	30	-	-	9	1 (研究開発の推進)	-	
4	-	259	-	259	-	-	9	1 (研究開発の推進)	-	
5	-	2,680	2,680	-	-	-	9	1 (大学院大学施設整備)	-	
									隣接する地方自治体等の庁舎等があれば記載	

地方自治体等との合築等、法定容積率の利用率に影響を与える特別の事情を記入

バランスシート(20年3月31日時点)に記載された計数の内数を記入。減価償却累計額控除後ベースとする。

18年1月1日時点の相続税路線価(18年8月公表)を記入(ただし、空港等路線価の不明な地点については、概算評価額を敷地面積で除した㎡当たりの単価を斜体にて記入)

以下の番号を記入

- 1 : 事務所      7 : 未利用資産
- 2 : ホール     8 : 宿舎
- 3 : 会議所     9 : 上記1~8いずれにも該当しないもの
- 4 : 研修・教育施設
- 5 : 宿泊施設
- 6 : 展示施設

※ 2つ以上に該当する場合には、3/6 といったように記入。

以下の番号を記入  
1 : 事業用資産  
2 : その他の資産

また、(      )内に、当該資産と関連を有する事務・事業の名称を記載。

国土省が18年8月に公表した耐震診断結果を記入、診断を受けていない場合には空欄とする。(評価基準については、震度6強~震度7程度の大規模地震を前提に、安全性の低い方から順にa, b, c, dと評価される)

主要な固定資産の状況④  
(平成19年度末)

用途に関する前述の番号を付した上で、()書きにて、具体的な用途の詳細を記述

可能な限り、定量的な記載とする

法人名	独)沖縄科学技術研究基盤整備機構		府省名	内閣府
No.	1	施設名	用途	1/5(事務所、宿泊施設)9研究施設
<p>○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は、沖縄本島随一の風光明媚な国定公園海岸地域に立地するシーサイドキャンパスの主な建物であり、現在機構本部事務所及び宿泊機能付国際ワークショップ、セミナーハウスとして使用している。</li> <li>・山側のメインキャンパスには、一部の研究実験施設及び管理棟を建設予定であり、竣工(平成21年度)までは、引き続き本部事務所として当施設を使用していく方針である。</li> <li>・メインキャンパスの建設と並行し、シーサイドキャンパスに住居・ファカルティークラブ・厚生施設を整備する計画である。</li> <li>・メインキャンパス供用開始後も、当施設はシーサイドキャンパスの主要な施設(セミナーハウス)として今後も使用していくことを当機構のキャンパスマスタープランとして公開している。</li> <li>・このような現状から、当該施設は業務を行うにあたり必要不可欠であり、売却処分等は考えられない。</li> <li>・うるま市の沖縄科学技術・交流センターに関しては、躯体部分については賃借している。恩納村キャンパスが完成するまでの間の臨時的な研究施設を賃借しており、内装工事等(建物附属設備、構築物)については、国から無償譲渡を受けたものを資産として計上しているため、売却処分は考えられない。</li> </ul> <p>○ 平成19年度末の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シーサイドハウスは、平成19年度末現在、引き続き機構本部、国際ワークショップ、セミナーハウスとして使用しており、上記「事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性」に変更はない。</li> <li>・平成18年度以降、沖縄健康バイオバイオテクノロジー研究開発センター、沖縄県工業技術センターの研究設備を整備しているが、沖縄科学技術・交流センターと同様、躯体部分を賃借し、内装工事等を資産として計上しているものである。恩納村キャンパスが完成するまでの臨時的な研究施設であり、売却処分は考えられない。</li> <li>・平成18年度、平成19年度に、大学院大学建設予定地を取得している。1工区の造成が平成20年3月末に終了、研究実験施設及び管理棟を現在建設中であり、売却処分は考えられない。</li> <li>・減損を認識した資産、減損の兆候が認められる資産はない。</li> </ul> <p>○ 売却する場合、売却予定時期 : -</p> <p>○ 自らの保有が必要不可欠な理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大学院大学の設置」という当機構の目的を達成するため、施設の保有は必須である。</li> <li>・世界最高水準の教育・研究機関として、世界中から研究者を惹きつけるために、魅力ある研究施設を構築、維持することが重要である。</li> <li>・研究者に長期安定的な研究環境を与えるため、施設を機構自らが長期的に保有し、管理していくことが必要である。</li> </ul>				

2. 実物資産の処分方針

(1) 資産処分の優先順位付け

観点1: 資産の利用度等の観点(資産の利用度の低い順に優先的に処分を進めていく。)

- ・資産の利用度: 独法による資産の利用度の低いもの
- ・土地の利用度: 事務所等の建物が法定容積率5割未満の容積しか利用していない場合
- ・小規模: 敷地面積1,000㎡未満
- ・老朽化: 平成27年まで耐用年数到来、等

観点2: 有効利用可能性の多寡の観点(現状の利用度と比較して、今後の有効利用の可能性が高い場合には、資産の利用度の低い順にかかわらず、処分を検討)

- ・資産価値が高いのに、有効利用されていないため、処分によって地域活性化(都市再生など)に資する可能性、等

観点3: 効果的な処分の観点

- ・国又は他の独法等が保有する資産と一体処分することにより全体の売却価値が高まる場合には早期に一体処分することを検討、等

観点4: 売却後に代替資産の利用が予定される場合の経済合理性の観点

- ・既存資産の売却により新規に施設が必要となる場合には、売却益と新規の費用の総合的検討、等

(2) 処分等に際しての民間の知見の有効活用

資産の利用方法に十分な配慮を要する資産の処分の際には、その利用方法についても民間から十分な提案を受ける機会を確保しつつ、競争入札等により公正透明な処分を行う。

○ 自らの保有が必要不可欠な理由

「独立行政法人の資産債務改革に関する原則について」(7月23日、資産債務改革の実行等に関する専門調査会)において「保有すべき特段の合理的な理由のある資産に該当するか否かについては、保有を主張する独立行政法人側で当該保有すべき特段の合理的理由につき拳証責任を負う」とされていることを踏まえ、「原則」2.における「実物資産の処分方針」に示された観点に立って、具体的な記述を行うものとする。保有が必要不可欠である理由の拳証にあたり、図面・地図・写真等が必要な場合、別紙にて提出されたい。

(添付資料58B)

## シーサイドハウス施設施設について

revised 8.19.2008

開催日	期間(日数)	参加者数	シーサイドハウス 宿泊者数	シーサイドハウスの べ宿泊者数 (推計)*	イベント名
2007年4月19日-22日	4	31	22	110	逆問題
2007年6月25日-7月11日	17	58	40	720	沖縄計算神経科学コース
2007年12月10日-14日	5	29	16	96	高性能コンピューティング
2008年1月6日-11日	6	29	29	203	OIST-HFSP神経基質
2008年1月27日-2月3日	8	31	6	54	スーパーハッカソン
2008年3月7日-12日	6	35	19	133	MAPK経路のシステムバイオロジー
合計	46	213	132	1,316	

\* ワークショップ(セミナー)参加者は、ワークショップの前日入り、翌日出が多いので、期間プラス一日をのべ宿泊者数として推計。

### ●機構の施設内に宿泊施設を有する理由:

機構で主催するワークショップやセミナーは、国際的な科学者の参加を得て行われ、その研究テーマや講演資料・データに対応する必要がある、また学生と教員との間の集中的なやり取りが行われるものであることから、一般的な民間の宿泊施設においてサポートを提供することは困難である。上記のような条件に対応するには、アカデミックな環境に特化した施設が最適である。シーサイドハウスは単なる宿泊施設ではなく、世界最高水準のパフォーマンスを実現する環境を提供する本機構の基盤となるアカデミックな施設である。